

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業（一時金）Q&A

	設 問	考 え 方
1	商店街を支援するのはなぜですか？	<p>多様な業種の集積からなる商店街は、市民の日常生活を支え、また街路灯の維持等により街の安全に寄与するなど、地域コミュニティの核として重要な役割を担っています。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、テイクアウトや宅配事業等の新たな取組により、地域のニーズに対応しています。今後、様々な取組を通じて地域経済の活性化に寄与していただくため、支援するものです。</p>
2	「商店会に準ずる組織」とは、どのような団体が含まれますか？	<p>一定の地域内で小売業、飲食業、サービス業等の事業者が集積・近接することで街区を構成し、来街者(消費者)を対象とした経済活動^{※1}を行うとともに、環境行動^{※2}の推進及び防犯・防災活動等の地域社会への貢献に努める団体です。</p> <p>同種の業者が、共同の利益を守り発展を促すために組織する同業者組合や、インターネット上で組織されて街区を構成していない団体、イベント開催を目的に一時的に組織される実行委員会等は、対象となりません。</p> <p>※1 商店会が加盟店舗の経済的発展を目的に実施するイベント、セール、ポイントカード事業、テイクアウト・デリバリー事業等 ※2 街の美化活動、リサイクル推進活動、エコバック販売・利用促進事業等</p>
3	名称に「商店街」と付いてなくても、「商店会に準ずる組織」として対象となりますか？	<p>「商店街に準ずる組織」として対象となるかどうかは、団体の活動内容から判断するため、必ずしも名称に「商店街」、「商店会」とついていない必要はありません。</p>
4	なぜ一時金の活用予定事業を団体の総会等で議決・承認しなければならないのでしょうか？	<p>多くの団体では、事業計画・収支予算の設定・変更は総会議決事項であることから、一時金の申請及び用途についても団体の意思決定機関である総会等でお諮りいただき、合意していただくことが必要になります。</p> <p>（具体的には、貴団体の定款・規約内容をご確認ください。）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止や日程調整上、申請期限までの総会開催が困難な場合は、団体の判断により理事会（役員会）での議決をもって替えることとし、その議事録を添付いただいてもかまいません。</p> <p>今後の商店街活動の継続と活性化のために有効な活用方法を、団体全体で協議し、合意を得たうえでご申請ください。</p>
5	4/1時点で未加盟だった店舗から加入希望がありました。店舗名簿に加えてもいいですか？	<p>申請時点で加盟されていれば、店舗名簿に加えていただいて問題ありません。</p> <p>商店街活動に参加する店舗が増えることで、今後の商店街の活性化に繋げていただけるものと考えます。</p> <p>なお、当事業がきっかけで新規加盟された店舗について判別できるように、名簿にご記載ください。</p> <p>（【書類の記載方法】をご確認ください。）</p>

6	<p>新型コロナウイルス感染症対応のために臨時休業している店舗も、名簿に加えてもいいですか？</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的な休業をしている店舗も対象となります。</p> <p>ただし、申請時点で廃業となっている店舗は、対象外となります。</p>
7	<p>一時金の交付金額の算出根拠となる店舗はどのようなものですか？</p>	<p>一時金の算出根拠となる加盟店舗は、以下の条件をすべて満たす必要があります。</p> <p>① 団体が自ら定める一定の区域内で営業している店舗であること</p> <p>② 正会員として団体に加盟していること</p> <p>③ 主に来街者（消費者）を対象として事業を営んでおり、店舗での消費活動が行われていること</p> <p>このような店舗は、対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業、広告業等、事業者を対象に営業している店舗 ・戸建て、マンション等の住居、住宅 ・老人ホーム等の入所施設 ・来街者（消費者）を対象にした事業を営んでいない組合事務所や商店街事務所、議員事務所等 ・企業の事業所やオフィス（ビル管理会社、警備会社等） ・ATM コーナー、コインロッカー、自動販売機コーナー、景品交換所
8	<p>一時金交付申請から振込まで、どの程度の時間がかかりますか？</p>	<p>申請書を受理してから、審査・交付決定などの手続きがあるため、申請から一時金支払いまで1か月半程度を目途としております。</p> <p>ただし、申請書の受付状況や提出された書類の内容確認（重複店舗の確認など）がある場合は、この限りではありません。</p>
9	<p>既に新型コロナウイルス感染症対応の物品を購入していますが、一時金の使い道としていいですか？</p>	<p>原則として、交付決定後に購入したものが対象ですが、令和2年2月1日以降に購入し、領収証等が保管されているものに限り対象となります。</p>
10	<p>収束後のイベントに備え、一時金を留保することは可能ですか？</p>	<p>収束後のイベントに活用することは可能ですが、交付された一時金は令和2年度内に全額活用し、実績報告書をご提出いただく必要があります。（令和3年3月31日が最終報告期限です）</p>
11	<p>一時金を各店舗に給付してもいいですか？</p>	<p>一時金は新型コロナウイルス感染症対応として、団体のニーズに応じて、使い道が選択できます。</p> <p>商店街活動の支援ですので、各店舗に配付することを前提にはいませんが、店舗への給付が、今後の商店街活動継続のために必要であると判断された場合は、各店舗への給付も可能です。</p> <p>ただし、店舗に給付する場合においても、市から商店街へ交付する一時金の使途の条件と同じ条件を示した上で給付し、一時金を活用していただくことが条件となります。</p>

12	<p>一時金の算出根拠となっていない賛助会員の店舗に対しても、商店街として交付を受けた一時金を給付してもいいですか？</p>	<p>今回の一時金交付額は、正会員の加盟店舗数によって算出しています。正会員・賛助会員等も含め、給付先とする加盟店舗については、団体において決定いただくことになります。 (団体が決定すれば、賛助会員に対して給付することも可能です。)</p>
13	<p>各店舗に給付した場合、家賃の支払いに充てることはできますか？</p>	<p>加盟店舗に給付した一時金を、家賃支払いに充てることはできません。一時金は、加盟店舗が新型コロナウイルス感染症に対応し、事業継続するために、以下の用途でご活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金 ② 新型コロナウイルス感染症収束後のイベント等の来街誘客の事業資金
14	<p>商店街として交付を受けた一時金を、商店街が各店舗に給付する場合、一時金の実績報告として市に提出する書類はどのような内容のものですか？</p>	<p>各店舗への給付を行う場合、店舗に対してその用途を明示・指導する必要があります。</p> <p>実績報告時には、一時金を商店街から各店舗に給付したことを証する書面が必要となります。</p> <p>上記の書面には店舗名・氏名・給付金額を明記し、受領を証する印鑑が押印されたものをご提出いただくこととなります。 (参考書式を別途ご案内します。)</p>